



## 第 5 章

# 計画の推進





## 1 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価を行い、その結果を「船橋市子ども・子育て会議」にて報告し、公表します。

## 2 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業※について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。

※第3期計画等89～132ページ参照

## 3 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こどもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、こども・若者からの意見を聴取するにあたり、安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、配慮や工夫に努めます。



